

経営者のための 法律相談 Q&A 〈その5〉

身元保証人について～会社の損害は誰の負担？の巻～

Q1 従業員が会社に損害を与えたら？

A1 とある商社に勤める従業員Aくんは、まじめで誠実なのが取り柄だが、育ちが良かったために人を疑うことを知らない。今日も、画期的な新商品を独占的に取り扱う契約を結ぶことに成功し、取引先に言われるがままに、手付金100万円を渡した。ところが、待てども暮らせども画期的な新商品が届かない。…どうやら、詐欺にあってしまったようです。

本当は、Aくんに「100万円支払え！」と言いたいところですが、どうみてもAくんは100万円なんて大金を持っていません。さあ、こんな時こそ身元保証人の出番です。Aくんの身元保証人になっているお父さんのBさんに100万円支払ってもらいましょう。と言いたいところですが、本当に、身元保証人のBさんに対して、100万円請求できるのでしょうか。

Q2 身元保証契約とは？

A2 最近は減ってきたようですが、以前は就職するとき、たいていの会社で身元保証人が必要でした。通常は、身元保証書という書面を保証人に差し入れてもらっていますが、この身元保証書って法律的には何でしょうか。

身元保証人は、会社に対して身元保証書を差し入れることによって、当該従業員の行為によって会社が被った損害を賠償することを約束するという旨の会社との間の身元保証契約を結ぶことになります。この契約は、責任の範囲が抽象的であり、保証人の責任が重くなりすぎる危険があるため、身元保証に関する法律によって、その範囲が制限されています。

まず、期間は5年以内に定めなければならない、何の定めもしていない場合には3年と定めたものとみなされます（身元保証に関する法律2条）。また、賃貸借契約のときによくある契約を自動更新する規定は無効です。期間満了後も、身元保証人が必要な場合には、期間満了の都度、身元保証契約を結ぶ必要があるとされています。

また、人事担当から経理担当への変更のように当該従業員の担当業務が大きく変わった場合には、身元保証人に通知する必要があります。これは、担当する業務の内容により賠償責任を負うリスクが高まることからです。

Q3 身元保証人に請求できるの？

A3 では、本題に戻って、会社はAくんの身元保

証人であるBさんに対して、100万円支払えと請求できるのでしょうか。

この点についても身元保証に関する法律5条に規定があり、裁判所は、身元保証人の損害賠償の責任及びその金額を定めるにつき、①被用者の監督に関する使用者の過失の有無、②身元保証人が身元保証をなすに至った事由及びこれをなすにあたって用いた注意の程度、③被用者の任務または身上の変化、その他一切の事情を斟酌すると定められています。

要するに、会社が被った損害全額を当然に身元保証人に対して請求できるわけではなく、あらゆる事情を考慮して、どの程度の責任を負わせるのかを決めなければならないとされているのです。

例えば、信用金庫の出納係が数ヶ月にわたってATMから合計110万円を抜き取って遊興費に費消したという事案では、信用金庫の側にも専ら同人のみにATMの管理をさせ、毎日の現金チェックをしていなかったなどの落ち度があるとされ、身元保証人の責任は信用金庫の受けた損害の2分の1にとどめるのが相当であるとされています。

上記の例は、業務上横領という犯罪行為ですが、その場合であっても会社側の落ち度などを考慮して身元保証人の責任は2分の1とされています。これを考えると、Aくんが手付金100万円を渡すに至った経緯にもよりますが、Bさんに対して100万円全額を請求することは難しそうです。

もちろん、身元保証契約は、賠償を求めることだけが目的ではありませんので、身元保証契約を結んでおくことは望ましいことですが、この契約さえ結んでおけば安心だというわけではないことは覚えておいてください。

弁護士法人あすか 東広島事務所

TEL 493-7100 FAX 493-7101

弁護士 今田健太郎・上椋裕章・福田浩
高橋浩嗣・谷脇裕子

本稿担当：
弁護士 上椋裕章

